

制定 平成 14 年 7 月 25 日  
改正 平成 18 年 6 月 08 日  
改正 平成 26 年 6 月 11 日

## 建築研究開発コンソーシアム 会費等規則

建築研究開発コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が会員から徴収する会費及び入会金については、建築研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という）に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（会費）

第 1 条 会員は、規約第 8 条に定める会費及び入会金を負担する。

（会費及び入会金の額）

第 2 条 会費及び入会金の額は、次の通りとする。

- (1) 正会員の年会費は 24 万円を 1 口とし、1 口以上とする。但し、役員に選任された正会員又は建築に関する総合的研究施設を有し、規約第 4 条(5)に定める試験研究施設の運用支援を受ける正会員については 2 口以上とする。
- (2) 準会員の年会費は 6 万円を 1 口とし、1 口以上とする。建築研究開発コンソーシアム会員入会基準（以下「入会基準」という。）第 2 条（2）本文に係る準会員は入会基準別表（一）から（七）まで及び（十二）に掲げる事業について、入会基準第 2 条（2）但し書きに係る準会員は入会基準別表（一）から（八）まで、（十一）及び（十二）に掲げる事業について、それぞれ 1 口につき 1 件の事業の適用ができる。事業の適用にあたっては、入会基準別表（一）、（二）、（六）、（七）及び（八）に掲げる事業については、一案件を一事業とみなす。
- (3) 学術会員の年会費は 3 千円とする。
- (4) I 種情報会員の年会費は 4 万 8 千円とする。
- (5) II 種情報会員の年会費は 6 千円とする。
- (6) 正会員の入会金は 10 万円とする。

（会費及び入会金の納入等）

第 3 条 会費は規約第 42 条に定める事業年度に応じて年会費を一括前納するものとする。但し、会員が期の半ばに入会した場合の年会費については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

2 入会金は、入会を申し込んだ会員に規約第 7 条 2 項の通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第4条 当規則の改正は総会の議決を経て行う。

附則

本規則は、平成14年7月25日から施行する。

附則(平成18年6月8日)

1. 第2条を改正した。
2. 本規則は、平成18年6月8日から施行する。

附則(平成26年6月11日)

1. 第2条、第3条及び第4条を改正した。
2. 本規則は、平成27年4月1日から施行する。但し、第2条(3)に係る改正は平成26年6月11日から施行する。